

## 決議案第1号

### 中間貯蔵施設の早期建設及び同施設への移送体制等の整備に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、今なお住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

中間貯蔵施設を被災地である福島県内に建設せざるを得ない現状は、周辺地域の住民感情はもとより、我々福島県の住民にとって過酷な現実であるが、除染作業の一層の進捗を図るためには一刻も早い中間貯蔵施設の建設と供用開始が必要である。

現在も、放射性物質を含む土壌、汚泥、放射性廃棄物は日々増え続けており、中間貯蔵施設の整備が遅れることで、仮置きの状態が長期となることにより、仮置き場周辺の住民の放射線への不安が大きくなることも予想される。

放射性物質の問題は、福島県及び県内市町村復興の大きな足かせとなっており、除染の推進が復興の鍵と言っても過言ではない。これらの問題は東京電力福島第一原子力発電所事故に起因するものであり、国及び東京電力の責任のもとで解決されなければならない。

よって、白河市議会は、次の事項について強く要望する。

- 1 除染による放射性物質を含む土壌、汚泥、放射性廃棄物等の中間貯蔵施設の建設を、国の責任において早期かつ着実に進めること。
- 2 各自治体の仮置場が最終処分場と化すことが決してないよう、中間処理施設への移送体制等の早期整備に努めること。

平成26年12月19日

内閣総理大臣 様  
環境大臣 様  
復興大臣 様

白河市議会議長 須藤 博之